

令和8年度大分県食品衛生監視指導計画の概要

1 趣 旨

大分県が行う食品衛生に関する監視指導の実施について基本的な方向及び監視指導に当たり必要な基本的事項を示し、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進することにより、飲食に起因する衛生上の危害を未然に防止し、県民の食の安全を確保することを目的とする。

2 監視指導の実施に関する基本的な方向

行政（大分県）、食品関連事業者及び消費者の役割分担

監視指導は、行政（大分県）、食品関連事業者、消費者の役割分担を前提として実施する。

食品の安全性を確保する第一義的責任を有している者は、食品等の生産、製造、加工、輸入、流通、販売に携わる食品等事業者であることを明確にした上で、食品等事業者がその責務を果たし、安全な食品等を供給しているか否かを確認するため、県の関係部局が連携して監視指導を行うものとする。

また、消費者は、家庭内食中毒の発生を防止する等の観点から、食品の安全に関する正しい知識と理解を深め、適切に食品を選択し、均衡のとれた食生活を送ることのほか、食品の安全性に関する施策への参画に努めるなど、食品の安全性確保に積極的な役割を果たす必要がある。

食品供給工程（フードチェーン）の各段階における監視指導の実施

食品の安全性を確保するためには、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の工程（フードチェーン）の各段階において、食品の安全性を確保するための必要な措置が適切に講じられていることが重要である。

この理念を踏まえ、農林水産物の採取から食品の販売までの各段階において、食中毒等の食品衛生の危害の発生状況等を分析、評価した上で、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施する。

農林水産物の生産段階における監視指導

農林水産物の生産段階における監視指導は、農林水産部局が中心となり、食品衛生担当部局と連携して実施する。

採取段階以降の農林水産物及び製造、加工、流通、販売されている食品の監視指導

採取・出荷された農林水産物及び製造、加工、輸入、流通、販売されている食品の監視指導は食品衛生部局（主に、県下の保健所）が実施する。

3 重点的な監視指導事項及び監視回数

重点的な監視指導事項

- H A C C P の徹底
- 食中毒発生防止対策
 - ①食肉の生食等による食中毒発生防止対策
 - ②寄生虫による食中毒発生防止対策
 - ③ふぐ食中毒発生防止対策
- 食品表示適正化の推進
- 食肉・食肉製品、乳・乳製品、卵・卵加工品、水産食品及び農産物の製造施設の監視指導

食品関係営業施設に対する監視回数

- 営業施設を4ランクに分け監視を行います。

Aランク	年間2回以上立ち入り検査
Bランク	年間1回以上立ち入り検査
Cランク	3年に1回以上立ち入り検査
Dランク	実情に応じて立ち入り検査

- 各種一斉取締りを実施します。

・夏期食品一斉取締り	7月1日～7月31日
・夏期食品表示一斉取締り	7月1日～7月31日
・食品衛生月間	8月1日～8月31日
・年末食品一斉取締り	12月1日～12月28日
・年末食品表示一斉取締り	12月1日～12月28日
・観光・行楽地監視	4月～5月 9月～10月
・ふぐ中毒防止強化月間	10月1日～10月31日

重点的な流通食品の検査

- 県特産食品、県内広域流通食品、消費者がよく利用する食品を中心に行います。

検査対象項目	主な検査対象食品
残留農薬	県産農産物、輸入農産物及び加工食品
残留動物用医薬品	国産食肉、輸入食肉、県産養殖魚介類、県産鶏卵
アレルギー物質	菓子などの加工食品
食品添加物	加工食品（菓子、漬物等）
微生物検査 (食中毒原因微生物等)	清涼飲料水、県産鶏卵、鮮魚介類、食肉製品
微生物検査	弁当、そうざい、生野菜サラダ類、和生菓子、洋生菓子、生食用魚介類、魚肉練り製品、豆腐、めん類、冷凍食品、海藻加工品

食品の放射性物質検査

放射性物質の基準を超える疑いのある食品が県内に流通した場合、緊急の放射性物質検査を実施します。

4 違反等を発見した場合の措置

食品の検査で違反を発見した場合や食中毒等の健康被害が発生した場合は、食品衛生法又は食品表示法に基づき、食品の廃棄命令や営業停止命令、施設の改善命令等を行い、施設の名称、違反の内容、対象食品等を県で定めた基準に基づき公表します。

5 食中毒等健康被害発生時の対応

県庁内関係部局と連携して、迅速な原因究明と被害拡大防止対策を講じます。また、国、関係自治体と情報交換を行い、県民への情報提供を速やかに行います。

6 食品等事業者に対する指導

事業者に対し、自らが生産、製造する食品は、自らが責任を持つことを認識させ、自らが実施する衛生管理の推進を指導します。

このため、食品衛生に関する知識を習得させることを目的に、講習会等を実施するとともに、食品衛生監視員等が現場で助言指導を行います。

7 消費者、食品等事業者、行政機関相互の情報及び意見交換等

食品衛生監視指導計画について、食の安全に関する意見交換会等を開催し、県民の皆様方の意見を伺い、この計画に反映させます。

また、家庭における食中毒を未然に防止するために、食品衛生に関する情報や有毒植物等を誤食しないための情報を提供するとともに、消費者団体等からの要請があれば、出前食品衛生講座を行うことにしています。